

クロアチアにおける同性カップル法制化と近代法経験

伊 藤 知 義*

- I はじめに
- II 2014年同性生活パートナーシップ法
- III 法制化への道のり
- IV ユーゴスラビア以前のクロアチアの近代法・前近代法経験
- V 同性カップル法制化に対するクロアチアとセルビア間の相違の原因
- VI おわりに

I はじめに

クロアチアでは、2014年に同性生活パートナーシップ法¹⁾が成立した。これは、2003年の同性カップル法²⁾を大幅に改正する形で成立したものであり、異性婚または異性の婚外（事実婚）カップル（以下、異性カップルと総称）に対するものと同様の法的保護を、同性カップルに対して与える内容となっている。ただし、同法は、同性婚を認めただけではなく、この同性カップルはあくまでも婚外カップルという位置付けである。

クロアチアは、かつてユーゴスラビアの一部を構成していた国である。同性カップル法制化に対する旧ユーゴスラビア各構成国の現状は、前稿で書いた状況³⁾と基本的には変わっていない。

スロベニア、クロアチアでは、同性カップルが法制化されている。レフェレンダムによって同性婚は否定された。

ツルナ・ゴラでは、2020年3月現在、同性カップル法制化法案が再び国会に提出される⁴⁾ところである。

* 中央大学法科大学院教授

セルビアでは、2019年6月の段階で、なお、学術シンポジウムで同性カップル法制化に関する新民法典草案の内容が議論されている⁵⁾。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（連邦）でも、現在は認められていないが、同性カップル法制化に向けた動きが政府内で見られる⁶⁾。

マケドニアは、婚姻は男女の結び付きだとする憲法上の定義を通過させ、さらに、同性カップル法制化を妨げる憲法上の規定を置いた。2019年8月現在で、首相が同性愛者を侮辱したと批判されて、ツイッターで謝罪しているのが現状である⁷⁾。

わずか四半世紀前まで70年近くにわたり1つの国に属していた旧ユーゴスラビア各構成共和国は、同性婚を認めないという点では一致しているが、同性カップルの法制化については、認めている国とそうでない国とに明確に分かれている。本稿は、クロアチアにおける同性カップル法制化の過程を分析することにより、主にセルビアとの違いが生じている原因はどこにあるのか、それを近代法経験という観点からどのように理解すべきか、という問題を検討しようとするものである。

II 2014年同性生活パートナーシップ法

この法律の主な内容は、以下の通りである。

生活パートナーシップ（以下、単にパートナーシップということもある）とは、本法の規定に従い、管轄機関において締結された同性の2人の家族生活カップル *zajednica* をいう（2条）。パートナーシップの原則として、6条1項が、「生活パートナーは、相互に平等で、尊厳を尊重し、助け合い感謝し合う」という同性カップル相互の義務を定めているが、これに加えて、わざわざ、家族内暴力の禁止（2項）について項を改めて規定している。また、同性カップルに対する万人の義務として、生活パートナーシップの締結、性的指向、性同一性を理由とする直接間接の全ての差別を禁止している（3項）。文言上は、同性カップルに対し、対内的対外的な法的保護が保障されていると言える。

未成年者や意思能力のない者のパートナーシップ、近親間や重婚的なパートナーシップは無効である（8～12条）。

離婚に相当するパートナーシップの解消は、原則として裁判手続で、生活パートナーシップに未成年の子がいない場合には当事者の合意により、行う（29条）。

パートナー間には、婚姻配偶者間の扶養規定が適用される（39条）。パートナーは、相互に相続権を持ち（55条）、扶養控除、一方の死亡に基づく賠償請求権の非課税といっ

た税法上の特典を受け（56～59条）、年金保険、健康保険上の家族・被保険者とみなされ（61条、66条）、社会保障上の権利を持ち（64条）、自らのパートナーが医療行為について同意できない状態にあるときは配偶者と同じ権利義務を有し（67条）、労働法上も家族としての権利が認められ（69条）、例えば、結婚有給休暇を取得することができる⁸⁾。保険会社は、直接であれ間接であれ、保険サービスへのアクセスに関連して、生活パートナーを配偶者より不利に取り扱うことは禁止され（71条2項）、賃貸人は、家屋賃貸借契約に記載されていない生活パートナーが家屋を使用していることを理由に、賃貸借契約を解除することはできず（72条2項）、賃借人が死亡し、または家屋から退去した場合には、その権利義務はその生活パートナーに移転する（同条3項）。外国人パートナーは、クロアチアにおいて一時的滞在許可の申請をする権利を有し（73条）、同性カップルも、婚姻カップルと同様に、欧州経済領域内での基本的な移動の自由の保障に含まれる権利および特典を享受でき（74条）、クロアチア国籍の取得要件も婚姻カップルと同じである（77条）。また、各項目の権利義務について、生活パートナーシップを婚姻カップルより不利に取り扱うことは禁止するという確認が何度も繰り返されている（60条、63条、65条、68条、70条、79条）。

正式な締結手続を経ていないパートナーシップ（非公式生活パートナーシップ）に対しても、公式のパートナーシップとほぼ同じ法的保護が与えられる（4条1項）。具体的には、相続、税、年金、社会福祉、健康保険、健康保護、労働関係、公的・私的サービスへのアクセス、公法上の地位に関して婚外カップルと同じ地位が認められる（4条2項）。

子との関係も重要である。生活パートナーは、子の親とともに、または裁判所の許可に基づき、子の親に代わり、親としての監護を行うことができる（40条）。生活パートナー家族内で未成年者が子が生活していた場合には、関係消滅後の生活パートナーで子の親でない者は、その子との親子関係形成の申立てを裁判所にすることができる（42条1項）。親による監護、子との身分関係、親が死亡した場合の監護、その他の関係で本法に定めのない事項に対しては、家族関係に関する法律を準用する（43条）。未成年の子の親が死亡した場合で、その子が生活パートナーと家族としてともに暮らしていたときは、生存する生活パートナーは、管轄裁判所に対し、未成年者のパートナー監護人に自らを指名するよう申立てすることができる。ただし、もう1人の親が生きておらず、または失踪宣告を受け、または子に対する虐待を理由に監護権を剥奪された場合に限る（45条1項）。パートナー監護人となった者は、子の親と同じ権利義務を有する（47条）。

以上のように、同性カップルは、異性の婚姻カップルとほぼ同じ、異性カップルの親

に類似した権利義務を有し、本法により法的に厚く保護されることとなった。相続権や税法上の権利、医療に関する発言権なども有し、日本の異性事実婚カップルと比べても、その保護ははるかに強力だといえることができる。

前稿で検討したように、セルビアでは、新民法典草案において、同性カップル法制化の萌芽がみられるが、クロアチアに比べはるかに法制化が「遅れている」ことは明らかである。70年間も1つの国だった両国がなぜこのように違ってしまったかを探るのが本稿の目的であるが、それに必要な作業として、クロアチアで同性カップル法制化がどのような過程を経て実現したかを振り返ってみよう。

Ⅲ 法制化への道のり⁹⁾

1. 2003年同性カップル法成立まで

社会主義時代、1953年旧ユーゴスラビアの刑法186条2項は、男性どうしの性行為に対して2年以下の懲役を定めていた。クロアチアにおけるLGBTの法的地位は、1974年連邦憲法改正・各共和国の権限拡大により、1970年半ばに変化した。連邦刑法は廃止され、スロベニアはもっとも早く「不自然性交」の非刑法化の議論を始めた。1977年のクロアチア共和国刑法は男性どうしの性行為を非犯罪化した（スロベニア、ヴォイヴォディナ、ツルナ・ゴラも）。クロアチア医師免許授与機関は、1973年に精神疾患のリストから「同性愛 homoseksualnost」を削除した。

旧ユーゴで最初に同性愛について公に語られたのは、スラブ・ゲイ・レズビアン・フィルムフェスティバルと1984年夏にザグレブ青年ラジオが制作した番組においてである。プロデューサーのトニー・マロシェヴィッチ Toni Maroševićはゲイであることをカミングアウトしていたが、彼によれば、放送後、何度かクロアチア共産主義者同盟（共産党）の会議に呼ばれ、ゲイ・レズビアン細胞を党内に作ってはどうかという提案を受けたという。この番組は1985年に放送されたが、ザグレブやベオグラードのマスコミから不快だという反応を得ただけだった。

クロアチアは、1990年に独自の憲法を制定し、1991年6月にユーゴスラビアからの独立を宣言した。スロベニアの独立宣言と並ぶ、ユーゴスラビア崩壊の始まりである。これを認めないセルビアとの内戦が勃発した（1995年に内戦は終結した）。

1992年に、クロアチアで最初のゲイ・レズビアン団体 LIGMA (lezbijka i gej akcija,

レズビアン・ゲイ・アクション)が活動を始めたが、戦時において、LGBTの人々の地位を変化させることはできなかった。LGBTの問題は、当時の国家・社会にとっては何の関心も惹かないものだった。このLIGMAは、代表者2人がクロアチアにおいて迫害を受け、カナダとスウェーデンに亡命したため、1997年に消滅した。

同じ1997年に、開かれた社会研究所およびクロアチア女性ネットワークの援助を得て、非公式団体コントラ(対抗)が形成され、コントラは、2002年以降、同性婚導入のための活動を始めた。

同時期に、リエカで「オスカー」という名でゲイ団体が活動を始めたが、上手く行かなかった。その指導者は、徴兵されている間に同性愛者を虐待から保護するように上官に願い出たために兵役から放逐されたのち、クロアチア防衛省に対し訴えを起し、政府と議会に公開質問状を送った。オスカーが1999年に総会を開こうとしたとき、地方政府によって会場に入ることを阻止されるということもあった。

LIGMAが1997年に消滅した後、2000年までは、クロアチアにおいてLGBTが結集する登録団体は1つも活動しておらず、活動はもっぱらネット上で行われていた。また、この頃、ザグレブで、LGBTの人々が集う「公式の」クラブが初めて開店した。

クロアチアの社会的政治的状況は、2000年1月3日に行われた議会選挙で野党連合が3分の2以上の議席を獲得し、大統領選挙でも勝利したことにより大きく変わった。この変化の中で、リエカ・レズビアン協会(LORI)が設立されたが、今度は市当局からの妨害は全くなかった。

2001年6月に、旧ユーゴスラビアで初めてのゲイパレード開催の試みがセルビアのベオグラードで行われ、ザグレブとリエカのレズビアン活動家たちも参加したが、流血の事態となった。そこで翌年にザグレブでパレードを開く提案がなされた。2002年初めに正式のLGBT団体であるイスコラク(前進)が設立された。イスコラクのメンバーで公報的役割を果たしたマンジンManzinに対し、90年代と異なり、マスコミは大いに注目し、「クロアチアの同性愛者のリーダー」と呼び、「クロアチアの最有力者の100人」の1人に彼を選出した。同時に、コントラも公に活動を始め、この2つの団体はザグレブ市の登録団体となった。2002年6月に、クロアチア最初の「名誉の行進」すなわちゲイパレードが行われた。

このパレードはザグレブ中心の各通りを行進することに成功したが、集まった市民たちはパレード参加者を激しく侮辱し、その中でゲイパレードを認める者はわずかであった。だが、パレードは、「クロアチア社会民主主義のテストである」と発表された。パレードには、当時の首相、首相夫人、内務大臣、国会議員、国際機関代表などがやって来て

支持を表明した。パレードの前後には、27名が暴力を振るって逮捕されたが、その大部分は、反同性愛団体とナチ・スキンヘッド運動のメンバーであり、パレード参加者に催涙弾を発射した者もいた。その日、ザグレブでは、パレード参加者およびパレードにいたと判断された者が数十人、痣ができるほど激しく殴られた。

2002年の後半には、リエカ・レズビアン協会がリードして「愛は愛」という名の下でLGBTの人々の権利擁護のための初めての大きなメディア・キャンペーンが始まった。このキャンペーンは国営クロアチアテレビの人権促進のための無料枠で放映されるはずであったが、局の上層部は、放映すればLGBTの人々に対する暴力を増長するだけだという理由で放映するのを止めた。

翌2003年には、クロアチア議会は、刑法、労働法、科学高等教育法において、差別事由の1つとして性的指向を明示する初めての条項を置いた。当時の社会民主党SPHを中心とする中道左派連立政権内では、同性カップルに対して婚姻を可能とすべきかどうかの点で意見が分かれていた。連立与党を構成する社会民主党SDP、クロアチア農民党HSSは、家族法とは別に、同性カップルのための特別法を制定する、つまり同性婚は認めないことを連立維持の条件としていた。この政権の下で、クロアチア史上初めて同性カップルの存在を法的に認めた同性カップル法が2003年7月に成立した。当初は、異性カップルが持つ権利の大部分を同性カップルにも認める法律が計画されていたが、連立を構成する政党のうち唯一の右派政党であるHSSが連立離脱も辞さない態度でこの法案に反対したため、当初の計画は修正された。この同性カップル法は、全22条と比較的簡単な規定のみを有していた。付則的な条文（第22条）を除くと、実質的には、総則（第1～5条）、扶養（第6～10条）、財産関係（第11～20条）、差別禁止（第21条）の4章のみからなるものであった。相続および扶養に関して、3年以上同居している同性カップルと同権を与えられたが、養子縁組や家族法によって認められたその他の権利は認められなかった。この法律が、家族法の一部を構成するものではなく、特別法だというのが理由だった。この法律によっても同性カップルに認められなかった権利は以下の通りである。カップルの登録、パートナーの被扶養者としての健康保険資格、パートナー財産の相続、自らについて決定できなくなったパートナーについての治療上の決定、税の扶養控除、クロアチア国籍を持たないパートナーの滞在許可、（女性の）不妊治療、パートナーの子との養子縁組、通常の養子縁組¹⁰⁾。

クロアチア行政省のホームページ¹¹⁾によれば、この旧法が認めた権利の範囲は非常に狭く、相互の扶養と共有財産取得の権利のみが保障され、同性生活カップルの日々の生活の基礎を保障できる内容ではなかった。さらに、同性カップルの成立要件を実際に

満たすのは難しかった。同法が制定された2003年以降、2014年の新法制定まで公式に成立したカップルは1つもなく、ただのひと組のカップルも同法の定める狭い範囲の財産的な権利さえ享受していなかったという。実効性が全くない法律だったと言わざるを得ない。

2. 2014年同性生活パートナーシップ法成立まで

2003年11月の政権交代により、中道右派政党のクロアチア民主同盟HDZが再び権力を握ったが、性別や性的指向を差別事由として法律に入れるという実務は継続された。2006年には、憎悪犯罪の規定が刑法に入り、性的指向に基づく憎悪も犯罪の要件とされた。

2006年3月に、性別を問わず、2人から成るカップルに家族法上の男女の婚姻から生じる権利の大部分を与える登録パートナーシップ法案が議会で審議された。しかし、この法案に対しては、HDZとネオナチのクロアチア権利党が全く理解を示さなかった。その根拠は、「世界は全て、原子や素粒子、ハエから象に至るまで、異性から成り立っている」というものであった。HDZの別の議員は、「クロアチア人の85%が自らをカトリックだとしており、教会は、婚姻における異性と同性の平等に反対している」から反対だと言っていた。医療従事者とメディアは、このような主張を認めず、全議員は差別を禁じる憲法に従って投票すべきだとしていた。

2011年10月のインタビューで、当時のHNS副党首ヴェスナ・プシッチ Vesna Pusić（後に、外相、クロアチア最初の女性副首相を歴任）は、同性婚は、当事者の自治の問題で、国が口を出すことではないと述べている。クロアチアで大きな力を持っている教会からの圧力にはどう対抗するのか、と質問されて、こう答えている。「教会は、自らの立場を主張し広める権利を有している。この問題については様々な立場があるが、それは全く重要ではない。教会は、1つの影響力ある大きな、しかし、非政府の組織として、自らの立場を広める権利を持ち、教会に属する人々は全てその人生を教会の世界観にしたがって規律する。ここでも、国家ができることは何もない」¹²⁾。政教分離を前提とした発言である。

クロアチアにおけるLGBT運動にとって第2の重要な画期は、ホモフォビアで知られたHDZの政権が8年を経て終わったときであった。2011年12月に社会民主党やりベラル会派による連立政権が発足し、経済面だけでなく社会面でもクロアチアを変革すると宣言した。婚姻の定義変更や同性婚を認めるための家族法の改正を行う意図を新政

権が持たないことは最初から明らかだったので、ザグレブ・パレード、リエカ・レズビアン協会、クィアー・ザグレブから成る LGBT 団体の連合「LGBT 平等センター」は、生活パートナーシップ法という特別法の制定を提案した。それは、養子縁組を含む法律婚の全ての権利を、異性か同性かを問わず、法律婚を望まないカップルに認めようというものであった。

ゾラン・ミラノヴィッチ Zoran Milanović 首相によれば、「LGBT 団体、専門家、一般国民と対話しつつ法制化を進める。世界で最も進んだ国をモデルにする。同性カップルに対し強い民法上の基盤を与えても、誰かの既得権を侵害することにはならない。自分たちの社会の同じ成員である特定の人々がさらなる法的安定を与えられるという点がポイントである。この問題は、公開して透明に議論しなければならない。なぜなら、人権は単に人権だからである」。ゲイカップルに対して登録パートナーシップの登録を可能にする意向を政府が有することを明確に表明したものである。「問題が社会的に微妙なテーマであり、何より、広く国民の意見を聞く必要があるので、同性カップルにどこまで権利を認めるべきかについては、今（2012年5月）の時点では明らかにしない。性的指向が多数派とは異なった人々を普通のこととして、多数の一部として、誰に対しても対立的でない存在として受け容れてください、ということが、基本的な社会的共感であり、礼儀だとも思う」と首相は述べる。ただし、一定の社会的バリアがあることは、首相も認めている。「バリアを無理やり排除することはやめよう。カトリックのスペイン、ポルトガルといった外国がどのように対応し、どのような法律を制定しているのかをちょっと見てみよう」と首相は強調する¹³⁾。

2012年11月6日に、法案起草委員会長のヤゴダ・ボティチキ Jagoda Botički 行政副大臣は、同性カップルが異性カップルと同様にその関係を身分登録機関に登録できるが、この法律は異性カップルを対象としないことを確認した。彼女によれば、関係省庁の協力を得て、起草委員会は、同性カップルにどのような権利を認めるべきかを詰めつつあった。大臣と LGBT の団体が一堂に会したこの円卓会議には、オランダ、イギリス、フランスの大使も参加し、自国の経験を語った。LGBT の団体であるイスコラクとコントラ（前進と対抗）は、身分登録が可能になったことは歓迎したが、同性カップルが家族法および既存の婚姻制度、婚外カップル制度から排除され、作業部会が家族を管轄する省に設置されず、この法律の認める権利の範囲が著しく狭いことに深い憂慮を示した。新法は、同性カップルの身分および財産関係を規律するだけで、同性パートナーのそれ以外の権利やパートナーの子の権利を規律するものではなかった。LGBT 団体は、一方パートナーの生物学上の子に対する他方パートナーの親としての権利を法律上認めるべ

きことも強く主張していた。子の生物学上の親である一方パートナーが死亡した場合に、事実上の監護を行ってきた他方パートナーがその子の監護を続けたくても、それは許されず、子の福祉にも反するという理由だった¹⁴⁾。

2013年8月2日、行政大臣のアルセン・バウク Arsen Bauk は、同性カップルを婚姻カップルとは呼ばず、生活パートナーシップと呼ぶものの、婚姻と同じく登録できること、同法は、養子縁組を除き、同性カップルを婚姻カップルと平等なものとするべきこと、を再度確認した。古典的な養子縁組はできないが、現実に同居している一方パートナーの子に対し、相手方パートナーがどのような権利を有するかについては検討中であると述べた。連立与党を構成する左派のクロアチア国民党 HNS の議員は、養子縁組の全面的承認を支持した。この法律に関するパブリックコメント（意見公募）が同年9月に行われ、年末までに法案が議会の第1読会に提出される予定であることが告知された¹⁵⁾。

2013年11月4日、最初の法案¹⁶⁾が公表された。法案では、生活パートナーは、養子縁組を除き、婚姻カップルと平等とされた。この法案は、家族法を構成するものではないが、これを類推しており、同性カップルを家族と定義している。法案は、現在および将来におけるいかなる差別も禁止しており、婚姻に関する家族法の規定がいかなるものであれ将来変更される際に、生活パートナーシップについても条文を置かなければならない、とする。

クロアチア行政省のホームページ¹⁷⁾によれば、「憲法上の平等原則は、クロアチア憲法35条に規定され、国は、個人および家族の生活、市民の尊厳、評判、名誉を尊重するだけでなく、それらの価値を平等に法的に保護する義務を負っている。2003年同性カップル法はあったものの、クロアチアの法体系は、欧州評議会および欧州人権条約、EUの法規定から生じるクロアチア共和国の義務にも反していた。欧州人権裁判所は、ここ10年ほどの間に、同性カップルの法的地位改善に大きく貢献し、構成国に対し、同性カップルの地位を定める法的枠組を作るよう求めてきた。そのような法制化がなければ、国家は、同性愛指向の市民の尊厳を守ることができないからである」。

2013年12月12日に、政府は、法案を決定した¹⁸⁾。最終法案をクロアチア議会に提出する際に、バウク行政大臣は、次のように強調した。「生活パートナーシップ法は、民主的な歩み寄りの成果であり、同性カップルに対し、相互の愛情と信頼に基づいた家族生活を形成するのに必要な全ての手段を使えるようにするための環境を作るものである。他方で、同時に、この法案は、伝統的な婚姻観を有する市民を尊重するものでもある」¹⁹⁾。

国会は、2014年7月15日に生活パートナーシップ法案の採決を行い、これを可決した。

賛成票が 89、反対票が 16 だった。保守右派政党 HDZ は、子供の地位に関する条項を法案から削除するなどの修正動議を出したが、否決された。逆に、左派政党の HNS および SDP の議員は、養子縁組を同性カップルにも認めよとの動議を出したが、これも否決された。行政大臣の Arsen Bauk は、この法律は、現在のクロアチア社会に緊張をもたらしている複数の価値観、世界観の間での民主的な妥協を試みるものであり、上記のような修正動議は受け容れられないと述べている²⁰⁾。

ところで、2014 年同性生活パートナーシップ法が成立するより前、2013 年 5 月に、保守派団体「家族の名の下で」は、婚姻は男女間のもので憲法で定義することを目指すレフェレンダムに必要な約 75 万の署名を集め、議会に提出した²¹⁾。これを受けて、2013 年 12 月 1 日にレフェレンダムが実施された。質問は、「婚姻を男女の生活カップルとする条項を憲法に入れることに賛成ですか」というものだった。レフェレンダムの結果は、賛成が、946,433 人、65.87% で、反対が、481,534 人、33.51%、投票者総数は、1,436,835 人で、投票率は 37.90% であった²²⁾。これにより、クロアチアでは、憲法上、同性「婚」は認められないことになった。

このレフェレンダムの結果と同性生活パートナーシップ法の内容とは矛盾しない。両者とも同性婚は認めないというものであり、レフェレンダムが同性カップル法制化を否定したわけではないからである。レフェレンダムを提案した保守派団体「家族の名の下で」も、同性カップル法制化を阻むことはできなかったのである。

このレフェレンダムに関連して、その実施より前の 2013 年 11 月に、憲法裁判所は以下のような声明を出し、同性婚の否定は同性カップル法制化を否定するものではないと明確に指摘している²³⁾。「仮に婚姻を男女の生活と定義する条項が憲法に挿入されたとしても、それは、婚外カップルおよび同性カップルの法制度の発展にいかなる影響も与えるものであってはならない。それは、クロアチア共和国においては誰もがその私生活および家族生活ならびに人間の尊厳を保障され、法的に保護される権利を持っている、という憲法の要請に従ったものである」。

以上が、2014 年同性生活パートナーシップ法制定までのクロアチアの道のりである。同性カップルに関する特別法の制定が望ましいと未だに新民法典起草委員会が述べている段階のセルビアとは、明らかに全く違う状況である。両国の違いの原因は何かについて何らかの手がかりを得ることが本稿の目的であり、原因については、いくつかのものが考えられる。しかし、全体的な考察は本稿の最後で行うこととして、次に、両国の歴史的な状況の違いに焦点を絞って分析を続けよう。

IV ユーゴスラビア以前のクロアチアの近代法・前近代法経験

1. 前近代におけるハンガリー、オーストリアの影響

クロアチアは1102年以降、それまで有していた政治的主権を失い、ハンガリーの一部となったが、その後も、クロアチア人総督（バン）の下で、議会、徴税、貨幣、軍事といった分野で一定の自治は認められた。15世紀以降、オスマン帝国がバルカン半島に勢力を拡大し、クロアチアにも迫ってくる中、1526年モハーチの戦いでハンガリー国王ラヨシュ2世が嗣子を残さずに戦死したことを受けて、翌1527年にクロアチア身分制議会は、ハプスブルクのフェルディナンドをクロアチアの王に選出し、ハプスブルク帝国の支配下に入ることを決定した。ここでも、クロアチアの既存の権利や法は全て確認され、維持されると約束されていたものの、それはハプスブルクの利益に完全に左右されるものとなった。また、クロアチアがハプスブルク帝国と直接結び付いているのか、それともハンガリーを通じてハプスブルクと結び付いているのか、という問題が生じることとなった²⁴⁾。

クロアチアの一部は16世紀にオスマン帝国に占領された。ヴェネツィア共和国とオスマン帝国の支配下に置かれなかった部分のクロアチア（クロアチアの残りのさらに残り）においても、従来のクロアチアの総督や貴族の支配が及ばなかった地域が存在した。トルコ支配から逃れてきた避難民のヴラフ人がクロアチアに移住し、オスマン帝国との国境地帯でオーストリアが管轄する特別区域（軍政国境地帯 Vojna krajina）が形成され、1630年には、ヴラフ勅令により、ヴラフ人に内部的自治が与えられた。クロアチア総督の支配権が及ぶのは、ごく限られた領域にだけとなり、そこでは、身分制議会の提案に基づき、総督が王となった。独自の法律を制定する権限を有する議会在、総督とともにその領域を1767年まで支配した²⁵⁾。

クロアチア身分制議会には、貴族、カトリック司教や修道院長といった高位聖職者、王国自由都市の代表、大学学長などが出席した。クロアチア議会は、貴族の慣習上の権利を維持することにもっとも関心を注ぎ、クロアチアの貴族たちの多くは、クロアチア議会よりもハンガリー議会の貴族院に出席することを好んだ。クロアチア身分制議会は、ウィーン宮廷による絶対主義的な中央集権化政策、ドイツ化政策に対抗するため、経済的な独立性を犠牲にして、クロアチアをハンガリーの政治的統治下に置くことを1790

年に受け入れ、その権限をさらに縮小させ、1848年に至るまでハンガリーと共同政府を形成した²⁶⁾。

ウィーンの絶対主義政策は、既存の貴族の権利を、クロアチアについてだけでなく、ハンガリーについても否定するものであった。いわば共通の「敵」であるウィーンに対抗するために、クロアチアはハンガリーと手を結んだのである。しかし、そのハンガリーは、クロアチアに対して、今度はハンガリー化を押し付けようとする。その後長い間、クロアチアは、ウィーンとブダペストの双方から圧力を受け続けることになる。

19世紀の前半までに、クロアチアの有力貴族の多くはハンガリー化していたが、政治的に一般大衆とは完全に切り離されていた。他方で、クロアチアでは、イリュリア運動と呼ばれる民族主義の覚醒が進み、ハンガリー化に抵抗する動きも強くなってきた。ウィーンの宮廷は、オーストリアにとって非常に危険なハンガリー民族主義への対抗策として、クロアチアの対ハンガリー抵抗活動に力を貸すこともあった²⁷⁾。

2. 前近代における貴族以外の階層の法的状況

16世紀から18世紀に至るまで、クロアチアでは、農村自治、都市自治、ギルド自治など各種の自治が慣習法に基づいて維持された。農民は領主に対し、地代として現物または金銭による貢納義務を負っていたが、領主にとってもっとも重要な収入は、依然として農民の賦役であった。16世紀には、さらに重くされた賦役が農民一揆の最大の原因の1つであった。そこでの要求は常に「古来の権利」すなわち金銭地代と最低限の賦役への復帰であった。商品経済が発展するにつれ、領主は市場用の生産への関心を高め、農奴を働かせるために、17世紀には賦役は家ごとに週に6日にも加重された。スラヴォニアに対し1756年に、クロアチアに対し1780年に出されたマリア・テレジアの勅令により、農奴と領主との関係が規律されるようになるが、賦役は、依然として封建地代の重要な形態として承認され続けた。とは言え、農奴の状況は改善され、そのことが、さらに一定期間（1848年まで）、クロアチアの封建制が存続することに手を貸した²⁸⁾。

マリア・テレジアの1780年勅令によれば、農奴が負う主要な義務として、以下のものが規定されていた。①自己の収穫量の10分の1を納付する、②自宅を有する場合には1フォリントの住居税（かまど税）を払う、③賦役、すなわち、割当地を有する全ての農奴は、週に1日、家畜とともに、領主の選択により家畜なしで2日、日が出てから沈むまで、行き帰りの時間を含めて、領主の土地において無償で働かなければならない。領主にそれほど賦役が必要でない場合には、領主は、他の領主の下でその農奴を働かせ

ることができた。④標準規模の農奴は、年に2羽の若鶏、2羽の去勢雄鶏、卵12個、バター1ホルバ（1リットル弱）を領主に渡す²⁹⁾。

農奴は、その耕作地を子孫に相続させた。相続人がいない場合には、土地は領主に帰属した。つまり、土地に対する農奴の権利は、物権的相続可能賃借権と定義することができる。クロアチアに関わるハプスブルクの法令としては、1715年、1723年、1729年のカルロス3世の勅令が重要であり、そこでは、裁判手続、相続法、時効、成年などについて規定していた³⁰⁾。

以上とは異なり、軍政国境地帯においては、住民は封建領主の農奴ではなく、宮廷すなわち国家に直接属しており、宗教的、社会的自由を享受するなどの特権を与えられていた³¹⁾。

3. ザドルガ

農村に住むクロアチア人が生活の基盤としたのは、ザドルガであった。

ザドルガとは、血族関係、共同生活（家計）、共同財産に基づく農村の生産共同体を言う。集団的共同生活は、スラブ民族に特有の家族形態というわけではないが、旧ユーゴスラビア各民族において非常に長い間維持されていた。しかし、一般民衆は、ザドルガという言葉は知らなかった。この概念が最初に使われたのは、19世紀のヴェーク・カラジッチの辞書の中であり、共同で生活する家族という意味を与えられていた。民衆は、これを「家、大きな家、分割できない家、共同生活の家（家族）」などと呼んでいた³²⁾。

ザドルガの財産は総有であり、構成員個人にはなくザドルガを構成する家族全体に帰属した。したがって、原則としてザドルガは分割不可であり、構成員は連帯責任を負った。ザドルガは、財産共同体として、その構成員の債務不履行および不法行為について全責任を負った。ザドルガの財産的一体性の例外として、各構成員は、服などの動産や家畜、不動産、金銭を所有することができた。これは、構成員が、家長の許可を得たザドルガ外の労働により取得した財産であった³³⁾。

その法的性質から言って、ザドルガは法人である。法的取引において、ザドルガを代表するのが家長であり、家長の許可によって他の構成員もザドルガを代表した。家長はザドルガの主要な機関であった。全構成員が平等の立場で家長を選出し、女性を家長に選ぶことも可能であった。ザドルガの構成員となる要件は、①血の繋がり、②嫁入りまたは婿入り、③特別の契約（養子縁組など）である。最初の2つの要件が原則であり、3番目は例外であった。それは、ザドルガが何よりも血族団体であることを示してい

る³⁴⁾。

近代を迎えた後のクロアチアのザドルガは、多くの法令により規律されていた。19世紀後半には、個人的な所有権に基づく資本主義的社会関係が発展し、古いザドルガの急速な解体が生じた。19世紀半ばにクロアチアに導入されたオーストリア一般民法典は、個人的な所有権および相続の自由に関する規定を通じて、ザドルガの消滅を早めた。1880年までに半分以上のザドルガが消滅したという。それにより、農家世帯が細分化され、農民の信用力を大きく減らした。そこで、1889年制定、1902年改正のザドルガ法により、ザドルガの解体を妨げる措置が取られた。つまり、クロアチア議会は、細分化されたザドルガ家族の多くが窮乏化し、社会不安に繋がることを恐れたのである。この法律が社会の変化を大きく妨げることはできなかったが、それでも、ザドルガ分割の際に確保しなければならない最低土地面積を定めることにより、ザドルガ細分化を遅らせようとした。さらに、ザドルガ分割には、構成員の過半数の賛成と管轄行政機関の許可を要することとした³⁵⁾。このようなザドルガ保護措置は、結果的に、この地域における近代法の受容・発展を遅らせることに繋がった。

一般民法典導入後も、これをその自由主義および個人主義の考えゆえに批判し、ザドルガや家族の解体その他、クロアチア社会が近代社会へ転換するにつれて生じた各種の問題を理由にこれを非難する声も常にあった。しかし、当時の社会関係の中ではザドルガには生き残るチャンスはなく、消滅に進んで行かざるを得なかった。ただ、ザドルガ廃止に対する批判は、次第に和らいでいったものの、完全に止むことはなかった。批判の声は第二次世界大戦中、ナチス・ドイツの支援を背景として、クロアチア独立国が成立した際に再び大きくなり、中には、クロアチア民族に固有の生活形態としてザドルガを支持すべきだと考えた者もいた³⁶⁾。「民法出デテ忠孝減ブ」という日本の法典論争を思い出させる話である。

4. オーストリア一般民法典の導入³⁷⁾

19世紀までの前近代におけるクロアチア法・ハンガリー法において重要な地位を占めていたのは、16世紀に編纂された『三部法書』であった³⁸⁾。しかし、『三部法書』は、封建法を内容としたものであり、近代を迎えようとするクロアチア、ハンガリーの社会にはもはや適応できないものとなっていた。

1852年11月1日のオーストリア皇帝勅令により、1853年5月1日からクロアチアおよびハンガリーではオーストリア一般民法典が施行された。これは、自由で独立し責任

ある存在としての人格概念および市場経済を前提とする法典である。クロアチア法への一般民法典の導入は急激な社会進歩への道を開いた。クロアチア法にこれを導入することは、それ以前の封建的なハンガリー法、クロアチア法、封建的な司法制度との断絶を意味した。一般民法典の施行は、個人主義および自由主義に基づく法秩序、社会秩序の形成を意味した。市民階級、市民社会成立への道がこれにより開かれた。これによりクロアチアに近代がやって来た。オーストリアのバツハ絶対主義は、クロアチア法をヨーロッパ大陸法の一部である中欧近代法系に結びつけた。典型的な中欧型のヨーロッパ大陸法法典であるオーストリア一般民法典を中心に法制度を作り上げたことにより、クロアチア法はヨーロッパ大陸法的性格を有することとなったのである。

5. 若干の分析

クロアチアは、セルビアと異なり、オスマン帝国の支配は一部を除いて受けず、近代に至るまでハプスブルク帝国の一部を構成していた。法的には、長らくハンガリー法と一体であった。近代以前の封建法もハンガリー法の一部であった。つまり、近代法を生み出す母胎となった近代以前の法体系が、セルビアではオスマン法だった³⁹⁾のに対し、クロアチアではそれがハンガリー法であった(両国とも、慣習法の役割が大きかったが、慣習法自体が近代法を生み出したわけではない)。クロアチアには、近代法はオーストリア・ハンガリーから直接もたらされた。他方、セルビアは、隣国オーストリア・ハンガリーの強い影響を受け、それをモデルにしつつ近代化を進めた。1844年セルビア民法典は、オーストリア一般民法典の縮約版だと言われてきたくらいである⁴⁰⁾。だが、その過程はセルビアが自ら自発的に進めたものであり、クロアチアのように、近代化で先んじていたオーストリア・ハンガリーから「押し付けられた」ものではなかった。逆に言うと、セルビアは、基本的に自力で近代化を進めなければならず、オスマン時代の遺産も自ら整理しなければならなかった。既存の社会、経済、法を根本的に変えるのに、「外圧」が直接か間接か、どの程度強いかで大きな違いがあることは、過去の日本や世界の歴史、旧ユーゴスラビアの現在の構成国にEU加盟交渉が与えた、または与えている影響力を見ても、明らかである。独立を失っていた間、自国を支配していた外国の法体系がどのようなものであったか、近代化が直接の外圧によって行われたか否か、という点で、クロアチアとセルビアには大きな違いがある。

近代以前の社会構造が当該社会における近代の受容・形成に大きな影響を与えることは当然である。近代以前、クロアチアもセルビアも、異民族の支配を受けつつも、一般

大衆は中世以来の慣習の世界で暮らしていた。その意味では、異民族とは異なる固有の法観念が、特に家族法分野においては、継続してきたことが想定される。上で触れた、貴族以外の階層やザドルガの法的状況は、クロアチアとセルビアとで大きな相違はなかったであろう。とは言え、数百年に渡る近代以前の異民族支配が、一般大衆に全く影響を与えなかったということは考えづらい。外圧により無理やり変えられていく法意識と過去から変わらずに継続する法意識の両面があるはずである。断絶と継続の両面である。クロアチアは、近代を迎えるまでに700年以上もの年月をオーストリア・ハンガリーの強い影響下に置かれていた。セルビアは同じ近代までの歴史において、400年にわたりオスマン帝国の強い影響下に置かれていた。この2つの前近代経験が、両民族における近代法受容の過程および結果に対し相当の影響を与えたと見たとしても、全く的外れということはないだろう。

旧ユーゴスラビアの法制史家は、以下のように述べている。「16世紀から18世紀にかけて、およびその前後において、ドブロブニクを除き、ユーゴスラビアの版図は、オスマン帝国（トルコ）、ハプスブルク帝国およびヴェネツィア共和国の支配下にあった（ただし、ドブロブニクも、オーストリアおよびトルコに対して貢納を行っていた）。この3世紀の後期封建時代の間、ユーゴスラビアの大部分は、自らの法制度を持たず、異国の法体系に組み込まれていた。しかし、この時代を無視することはできない。この時代のユーゴスラビア各民族の経験が、その後の19世紀および20世紀における社会状況や法制度に影響を与え、あるいはこれを決定したからである。例えば、18世紀セルビア農村における農業に関わる法関係、ベオグラード・パシャルクにおける地方自治、軍事等の当時の構造や制度を知らずに、19世紀における第1次セルビア蜂起を説明することはおおよそできない」⁴¹⁾。

第一次世界大戦後、クロアチアはオーストリア・ハンガリー帝国との国家法上の紐帯を切断し、新たに形成された南スラブ国家の一部となった。ユーゴスラビアは統一国家として構成され、立法権限もベオグラードのユーゴスラビア議会に帰属することとなった。クロアチアはあらゆる独立性を失い、司法分野、例えば、民法などの制定権限も失った（立法権限の一部は1939年にクロアチアに返還されたが、ごく部分的な返還でしかなかった）。ただし、ユーゴスラビアは全土に統一的な立法体系を作ることとなっていたが、それができるまでは一時的に旧法が各地域で有効とされた⁴²⁾。さらに、同性カップル法制化に深く関わる家族法の場合には、財産法以上に、旧ユーゴスラビア各地域の独自性が各共和国・自治州の強力な立法権を通じて、社会主義時代にも維持されてきた。このような流れを考えると、20世紀の統一ユーゴスラビア形成より前のクロアチア法の歴史が、

セルビア法と大きく異なっていたことが、社会主義時代を通じて、さらに 21 世紀の今日においても大きな影響力を持っていることが容易に推測できる。

同性カップル法制化の動きについて、セルビアと異なり、クロアチアがハンガリーおよび 2018 年までのオーストリア（現在は同性婚を容認している）と同じ状況になっていることは、このように、クロアチアの前近代法および近代法がハンガリーおよびオーストリアと歴史を共有していたことが大きく影響していると言えるだろう。

V 同性カップル法制化に対するクロアチアとセルビア間の相違の原因

上で分析したように、同性カップル法制化をめぐるクロアチアとセルビアの違いの最大の要因は、両国における歴史、前近代法および近代法のあり方の違いに求めることができる、というのが筆者の仮説である。しかし、運命論や歴史決定論に陥らないためにも、他の要因についても、併せて検討してみよう。

1. 宗 教

まず、両国の歴史とも深く関わることだが、宗教の観点から検討してみよう。

セルビア人とクロアチア人は、ほぼ同一の言語を使用し、コミュニケーションにおいてお互いに 100% 理解することができると言われている。ボスニア人も同様である。ユーゴスラビア崩壊後、この 3 つの言語は別の言語だという位置付けを一部民族から与えられているが、それはあくまでも政治的な動機に基づくものに過ぎない。英語圏やドイツ語圏のように、同じ言語を話す人々が別々の国を構成することはあるから、ユーゴスラビアが分裂して別々の国になったこと自体は、言語の同一性と両立しうる。ただ、英語話者やドイツ語話者と異なるのは、同じ言葉を話しているセルビア人、クロアチア人、ボスニア人が、基本的に相互に置換不能な別の民族だと互いに強く信じている点である。

英語を使用するアメリカは、イギリスによる宗教的迫害を受けたピューリタンが作った国とされ、イギリスとアメリカは独立戦争で互いに殺し合いをした経験がある。しかし、現在では、オーストラリアなどを含め、特別に緊密な関係を維持しており、相互に対立する根本的要素はない。アメリカはプロテスタントが主流であるが、カトリックを含むユダヤ・キリスト教の伝統を国是としており、イギリス国教会を宗教的軸とするイギリスとは、宗教的に共存可能であり、実際に共存している。21 世紀において、アメ

リカとイギリスが戦争をするというようなことは考えられない。それは、英語圏のアメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドからなる機密情報ネットワーク「ファイブ・アイズ」と呼ばれる枠組があることから明らかである。現在のドイツとオーストリアの間でも同様である。

セルビア人、クロアチア人、ボスニア人の関係は、これとは全く異なる。同じ南スラブ（ユーゴスラブとは、南スラブの意である）民族としてこの地に定住した頃には、この三者に宗教上、決定的な差異はなかったと思われるが、その後、この民族は、正教（セルビア人）とカトリック（クロアチア人）という異なった宗教の信者としてアイデンティティを形成し、遅れて、オスマン帝国支配下で、同じ南スラブ民族の一部がイスラム教徒（ボスニア人）となった。ハプスブルク帝国やオスマン帝国の軛から解放され、同じ南スラブ民族に属する者たちが、20世紀初頭に、共有する過去の歴史を再現する形でユーゴスラビアという統一国家を作り、20世紀末にそのユーゴスラビアは崩壊、解体した。解体を引き起こした内戦において、兄弟どうしであった3民族は、お互いに殺しあい、掠奪しあった。内戦の原因は宗教そのものではなく、宗教が口実に利用された面が強いはずだが、民族意識と宗教とは不可分であり、そこで、相手と自分を区別する指標は宗教しかなかった。クロアチア民族、セルビア民族、ボスニア民族、それぞれが外国勢力に支配された固有の歴史を持っているが、この3民族を区分する指標は宗教であった。70年にわたり1つの国民であった意識は、20世紀初めまでの400年、900年、あるいはそれ以上の過去に遡る歴史の記憶の前に、あっさりと消滅したのである。

歴史的には、セルビア人をカトリック化しようとするバチカンの動きが絶え間なく存在し、セルビア人の中には、それに対する警戒心が根強く存在していた。そのような宗教上の本来的敵対関係の記憶も、セルビア人の西欧観、カトリック観を考える際には無視できない。

ロシアだけでなく、すでにEUに加盟済みの旧社会主義国であるルーマニアやブルガリアも、同性愛者の法的保護に否定的な立場を採っていることも、正教文化圏の特徴の現れと見ることが可能である。クロアチアは、近代を生み出したカトリック文化圏に長らく属してきたのに対し、セルビアは、近代を生み出さなかった正教文化圏に属する。カトリックも正教も（イスラム教もだが）、同性愛を原理的に否定する宗教である。だとすれば、カトリックと正教の違いは、同性カップル法制化に影響しないはずではないかとの疑問も生じるかもしれない。しかし、カトリック圏およびそこから派生したプロテスタント圏においては、近代および啓蒙主義の力が社会や人々の意識を大きく変えていく過程で、アメリカの一部を除き、宗教はその影響力を弱めていった。これに対し、セ

ルビアは、「近代性」に基づく「宗教性」の衰退という経験は、自生的なものとしては有していない⁴³⁾。

また、カトリック文化圏のクロアチアにあっても、容認されたのは、同性婚ではなく、あくまでも婚姻とは別の生活パートナーシップだという建前であり、同性婚を禁ずるキリスト教の原理には反しない、つまり宗教上の問題は生じないという説明も可能である。実際、同性生活パートナーシップ法の最終案が決定された2013年12月12日に、ミラノヴィッチ首相は、法案内容がカトリックの教義にも合致していると述べている。同性「婚」を認めたわけではない点を捉えて、このように言っているのだろう⁴⁴⁾。もっとも、キリスト教では、婚姻関係にある男女間以外での性行為は姦通として禁止されているはずだから、この説明にもすぐに反論は可能である。実際、クロアチアのカトリック教会は、同性カップル法制化にも反対している⁴⁵⁾。だが、男女間の婚姻外性行為や避妊、中絶など、キリスト教が本来禁止しているはずのものが、近代の進展に伴い容認されてきたのが西欧の歴史である。同性カップル法制化もこの流れに沿うものであり、クロアチアもこの流れに従っている。しかし、セルビアはこの歴史の流れの外に位置する。ただし、近代の周辺に置かれたセルビアは、19世紀以降、この近代の流れに乗るための努力を続けて現在に至っている。それゆえ、正教圏に属するセルビアでも、「近代性」の波及効により、同性カップル法制化が容認される可能性は高い。

以上のように、それぞれの歴史と不可分である宗教という要因が、同性カップル法制化に対する両国の対応の違いに与えた影響は大きいものと考えられる。

2. 西欧への帰属意識

歴史的、宗教的要因と重なる要因であるが、西欧への帰属意識という点でも、セルビアとクロアチアに違いを見ることができる。

同性生活パートナーシップ法の最終案が決定された2013年12月12日に、ミラノヴィッチ首相は、この法律がヨーロッパ基準を採用したことを強調した。さらに、首相は、クロアチアは、EUに加盟する前には「東の西」だったが、加盟後の現在において「西の東」になることは望ましくないとしている。「西の東」にならない、とは、ヨーロッパの中の東側、アジアにはならないという意味表示であり、西欧への強烈な帰属意識の表明である。首相は、なお19世紀の段階にとどまっている国がヨーロッパにもあるとしつつ、同性カップル法制化に対して国内世論が分かれていることを念頭に置きながらも、クロアチアはそういった国々には属さないだろうとも述べている⁴⁶⁾。

図式的に言うと、近代法の中心であるイギリス、フランス、ドイツとの関係で、ハプスブルクの影響下にあったクロアチアは本来まさにその一部だったのであり、社会主義時代を経て、現在その本来の中心的な位置に戻ったというのがクロアチアの自己認識である。近代、近代法は、西ローマ帝国の系譜を引くカトリック、プロテスタント文化圏から生まれたものであり、東ローマ帝国の系譜を引く正教文化圏（セルビアやロシア）から生まれたものではない。この意識が、クロアチアの世論および政治を動かし、異論を抱えつつも同性カップル法制化を実現させたのである。

西欧へのこのような意味での帰属意識をセルビアが持たないことは、その歴史および宗教の違いから容易に了解可能である。

3. 国際関係

西欧に対するセルビアの意識は複雑である。EUつまり西欧の一員となることが自国の将来にとって不可欠な選択肢であることに国内でほぼ異論はない。しかし、クロアチアやボスニアとの内戦、コソボ問題に関しては、「民族浄化」というレッテルの下、西欧およびアメリカにより、セルビアから見れば一方的に悪者と断罪され、1999年にアメリカを主力とする NATO 軍から空爆を受けて、多くの犠牲者を出した。民間施設も爆撃されたセルビアでは、これを国際法に反する不当な攻撃であるとして、それから20年が経過した現在でも、毎年3月に、空爆を非難し犠牲者を悼む式典を続けている。クリミア半島を軍事力で併合したロシアに対する欧米の経済制裁にも、セルビアは断固として参加拒絶の姿勢を貫いている。コソボ紛争で、セルビアの主張を国際世論に訴えかける際に、ロシアが最強の後ろ盾となっていることがその背景にある。

コソボとは、敢えて日本に当てはめれば奈良や京都に当たるセルビア文化発祥の地である。1389年のコソボの戦い以降、オスマン帝国との戦争に敗れた結果失ってしまった民族の故地を、19世紀以降やっとの思いで取り返したのに、そこにはすでにアルバニア人が人口の9割を占める圧倒的多数派となっていた。そのアルバニア人に対するセルビア人による人権侵害を防ぐためと称して、NATO 軍がセルビアを空爆し、結局多くの国がコソボの独立を承認するに至った。セルビアから見たコソボの現状認識はそのようなものとなっている。コソボをめぐるっては、西欧もアメリカも、コソボはセルビアの領土であるという主張を全く受け容れない。近隣のヨーロッパの国々と政治、経済面において関係を絶つわけにはいかないが、この領土紛争において、ロシアだけがセルビアの頼りである。恃むべきは西欧諸国ではない。セルビアが、本稿で言う「近代性」を

重視して、単純に西欧化を進めることができない事情がここにある。

ごく最近の事例では、2020年3月15日に、新型コロナウイルス（COVID-19）の急速な感染拡大を受けて、セルビアにおいて非常事態宣言が発せられたが、その際の記者会見において、ヴチッチ大統領は次のように述べた。「EUからの医療物資の輸出が禁止された。ヨーロッパの連帯など存在しない。セルビアの味方をしてくれるのは、唯一兄弟の中国だけだ」⁴⁷⁾。セルビアが恃むべき国として、ロシアの次に中国が加わったわけである。西欧化の動きとは異なる、西欧からの遠心力が強まっているようにも見える。

以上のような国際状況にあるセルビアとは異なり、クロアチアでは、1995年にセルビアとの戦争が終結した後は、平時体制に戻り、内政、外交ともに、比較的安定した環境に置かれ、その中で、ヨーロッパ的価値への接近ないし復帰を進めることが相対的に容易であった。このような政治状況、国際関係の違いも、両国で同性カップル法制化への対応の相違を生んだ一因として考えられる。

4. 国内の政治状況

国際関係と密接に関わりがあるものの、それとは別の要因として国内の政治状況の点でも、両国には違いがある。

クロアチアでは、旧ユーゴスラビア時代に何度も投獄された経験のある民族主義者トゥジマンがクロアチア民主同盟（HDZ）を創設し、1990年の選挙を制して大統領に就任してクロアチア独立を主導した。その後、1999年に死亡するまで、彼は3度大統領となり、セルビアとの内戦に決定的勝利をもたらした。しかし、彼の統治期間中、クロアチアの同性愛者たちは、前述のごとく、抑圧される存在であった。

2000年に、旧クロアチア共産主義者同盟の流れを引く社会民主党（SDP）、クロアチア農民党（HSS）その他からなる中道左派政権が誕生した。2003年法を制定したのはこの政権である。

2003年11月の政権交代により、HDZが再び権力を握ったが、トゥジマン時代とは異なって穏健化した中道右派政権となっており、前政権が作った2003年法を廃止するようなことはなかった。

2011年に中道左派政権が再び成立し、2014年法が制定される。

以上のように、大雑把に言って、クロアチアでは、右派民族主義政党が同性カップル法制化に否定的であったのに対し、旧共産党の流れを引く左派政党がこれに積極的であった、というのがこれまでの流れである。政権交代と法制化が連動していることが分かる。

保守派、右派の政治勢力がこの流れを逆転させる成果を挙げることができなかった要因の1つは、先に述べたように、西欧への復帰を前提とした平時の政権交代が可能な環境にあったことであろう。

これに対し、セルビアは、クロアチアとの内戦終結後も、ボスニア、コソボとの内戦を継続し、NATOに空爆され、領土の一部を喪失し、それでも、EU加盟の条件を満たすために、ミロシェヴィッチを旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷に引渡す、といった大事件が何度も起きる国内外の状況のもとに置かれていた。同性愛者の人権を保障することが国際的にも国内的にも一定の有権者の支持を集められる政治的争点となるクロアチアのような環境ではなかったということだろう。

VI おわりに

以上、同性カップル法制化に関してクロアチアとセルビアとが異なった状況に置かれている原因を、歴史、宗教、国際関係、国内政治の観点から分析してみた。この問題に対するクロアチアにおけるカトリック教会の態度、セルビアにおける正教会の態度、両国のLGBT団体の活動状況など、なお検討すべき点も多いが、本稿ではそこまで触れることはできなかった。だが、両国の対応が異なっている原因が何かについて、本稿で示した仮説を一定程度検証できたのではないかと考えている。

今後は、同性カップル法制化以外の法状況について、セルビア・クロアチア間で異なった点としてどのようなものがあるか、それについて本稿で提示した仮説が当てはまるかどうか、さらには、セルビアともクロアチアとも異なる宗教的基盤に立つボスニアにおける近代法受容についても検討してみたい。

注

- 1) Zakon o životnom partnerstvu osoba istog spola, Narodne Novine 92/2014 <https://narodne-novine.nn.hr/clanci/sluzbeni/2014_07_92_1836.html>
- 2) Zakon o istospolnim zajednicama, Narodne Novine 116/2003 <https://narodne-novine.nn.hr/clanci/sluzbeni/2003_07_116_1584.html>
- 3) 拙稿「セルビアにおける同性カップルの法制化と近代法経験」『中央ロー・ジャーナル』15巻4号(2019年)9頁参照。
- 4) Borko Ždero, Brajović: Očekujem da Zakon o životnom partnerstvu istog pola bude usvojen, Vijesti, 2020.3.5. <<https://www.vijesti.me/vijesti/politika/brajovic-ocekujem-da-zakon-o-zivotnom-partnerstvu-istog-pola-bude-usvojen>>

- 5) Srbija uvodi istopolne vanbračne zajednice! Šta će LGBT zajednica dobiti ovim potezom?, Espresso, 2019.6.6. <<https://www.espreso.rs/vesti/drustvo/398153/srbija-uvodi-istopolne-vanbracne-zajednice-sta-ce-lgbt-zajednica-dobiti-ovim-potezom-foto>> ; XXIV Budvanski pravnički dani – „Aktuelna pitanja savremenog zakonodavstva“ (Institut za Usporedno pravo, 2019.6) <<https://iup.rs/vesti/vesti-iz-2019/xxiv-budvanski-pravnicki-dani-aktuelna-pitanja-savremenog-zakonodavstva/>>, セルビアの状況については, 前掲拙稿参照。
- 6) I Federacija BiH daje veća prava homoseksualnim parovima, Jabuka.tv, 2020.2.8. <<https://www.jabuka.tv/i-federacija-bih-daje-veca-prava-homoseksualnim-parovima/>>
- 7) Zoran Zaev i LGBT: To je karakterna osobina koja izaziva mržnju, B29, 2019.8.14. <https://www.b92.net/bbc/index.php?yyyy=2019&mm=08&dd=14&nav_id=1577704>
- 8) Koja prava imam kod poslodavca prilikom sklapanja životnog partnerstva?, LBGTI ravnopravnost na radnom mestu, 2016.11.3. <<http://ravnopravnost.lgbt/2016/11/03/koja-prava-imam-kod-poslodavca-prilikom-sklapanja-zivotnog-partnerstva/>>
- 9) 以下, 2012 年までの経緯に関する記述は, 特記のない限り, 主に, Marko Jurčić, Povijest LGBTIQ Aktivizma u Hrvatskoj, »Čitanka LGBT ljudskih prava« 2. dopunjeno izdanje, Sarajevo 2012, str.89-100, <http://soc.ba/site/wp-content/uploads/2012/12/CITANKA_LGBT-ljudskih-prava.pdf> に拠る。
- 10) Suzana Barilar, Kristina Turčin, Gay brakovi sklapat će se kod matičara: Parovi u 'životnom partnerstvu' neće moći posvajati djecu, Jutarnji List, 2013.8.2. <<https://www.jutarnji.hr/vijesti/hrvatska/gay-brakovi-sklapat-ce-se-kod-maticara-parovi-u-zivotnom-partnerstvu-nece-moci-posvajati-djecu/1059209/>>
- 11) Životno partnerstvo <<https://uprava.gov.hr/zivotno-partnerstvo/12960>>
- 12) Marina Barukčić, Intervju s Vesnom Pusić 'Borit ću se za gej brakove i dekriminalizaciju marihuane', tportal.hu, 2011.10.10. <<https://www.tportal.hr/vijesti/clanak/borit-cu-se-za-gej-brakove-i-dekriminalizaciju-marihuane-20110923>>
- 13) Suzana Barilar, Kristina Turčin, Milanović: Gay parovima trebamo dati prava kao u Španjolskoj, zbog toga nitko neće ništa izgubiti, Jutarnji List, 2012.5.11 <<https://www.jutarnji.hr/vijesti/hrvatska/milanovic-gay-parovima-trebamo-dati-prava-kao-u-spanjolskoj-zbog-toga-nitko-nece-nista-izgubiti/1523412/>>
- 14) Novi zakon omogućit će registraciju parova kod matičara, Crol, 2012.11.16 <<https://www.crol.hr/portal/aktivizam-politika/dogaaji/4552-novi-zakon-omoguit-e-registraciju-parova-kod-matiara.html>>
- 15) Suzana Barilar et al., op.cit., 2013.
- 16) <https://uprava.gov.hr/UserDocsImages/Savjetovanja%20sa%20zainteresiranom%20javnošću/2013/zivotno_partnerstvo/Nacrt%20zakona%20o%20životnom%20partnerstvu%20-%2017%2010.pdf>
- 17) Životno partnerstvo, op.cit.
- 18) Bojan Arežina, Milanović: Veslom smo gurali Jakovinu da ide u Bali, Večernji list, 2013.12.12. <<https://www.vecernji.hr/vijesti/vlada-danas-usvaja-prijedlog-zakona-o-zivotnom-partnerstvu-908707>>
- 19) Životno partnerstvo, op.cit.
- 20) Povijesna odluka u saboru: Istospolni će parovi od rujna imati ista prava kao i bračni partneri, Jutarnji List, 2014.7.15. <<https://www.jutarnji.hr/vijesti/hrvatska/povijesna-odluka-u-saboru-istospolni-ce-parovi-od-rujna-imati-ista-prava-kao-i-bracni-partneri/677641/>>
- 21) <http://haw.nsk.hr/arhiva/vol6/5113/43347/uimeobitelji.net/o_nama/index.html>
- 22) DIP objavio konačno izvješće o referendumu, HRT, 2013.12.10. <<https://www.hrt.hr/228899/>>

- referendum-1-12-2013/dip-objavio-konacno-izvjesce-o-referendumu>
- 23) Ustavni sud Republike Hrvatske, Priopćenje o narodnom ustavotvornom referendumu o definiciji braka <<https://www.prs.hr/attachments/article/844/SuS-1-2013%20-%20PRIOPĆENJE.pdf>>
 - 24) Dragoslav Janković, Mirko Mirković, »Državnopravna istorija Jugoslavije« Beograd 1982, str.89; Dragoš Jevtić, Dragoljub Popović, »Pravna istorija jugoslovenskih naroda«, Beograd 1996 str.210-211; Hodimir Sirotković, Lujo Margetić, »Povijest država i prava naroda SFR Jugoslavije«, II izd., Zagreb, 1990, str.59.
 - 25) Sirotković, op.cit., str.93-94; Janković, op.cit., str.89.
 - 26) Janković, op.cit., str.90; Sirotković, op.cit., str.94; Vrhovni sud Republike Hrvatske, Knjižnica, Hrvatska pravna povijest 1790.-1918. <<http://www.vsrh.hr/EasyWeb.asp?pcpid=44>>
 - 27) Sirotković, op.cit., str.139-140.
 - 28) Janković, op.cit., str.90-92.
 - 29) Sirotković, op.cit., str.96-97.
 - 30) Isto, str.97.
 - 31) Janković, op.cit., str.89.
 - 32) Sirotković, op.cit., str.164.
 - 33) Sirotković, op.cit., str.165; Zdravka Leutar, Kućna zadruga i suvremeno društvo, »Ljetopis socijalnog rada«, Vol. 5 No. 1, 1998, str.96. <<https://hrcak.srce.hr/198514>>
 - 34) Sirotković, op.cit., str.165.
 - 35) Sirotković, op.cit., str.164-165.
 - 36) Nikola Gavella et.al., »Hrvatsko građanskopravno uređenje i kontinentalnoeuropski pravni krug«, Zagreb, 1994 str.18.
 - 37) Gavella et.al., op.cit., str.10-14.
 - 38) 『三部法書』およびハンガリー法の歴史については、拙稿「ハンガリー民法史覚書」『札幌学院法学』12巻2号（1996）参照。
 - 39) 前近代および近代初めのセルビア法とオスマン法との関係については、拙稿「セルビアにおける封建制の展開とその廃止」『札幌学院法学』13巻1号（1996）；同「『トルコ』憲法制定以前のセルビア裁判制度」『札幌学院法学』13巻2号（1997年）；同「セルビア民法典（1844）の成立背景」山嶋・五十嵐・藪先生古稀記念論文集『民法学と比較法学の諸相 II』信山社（1997）参照。
 - 40) 拙稿「セルビア民法典（1844）の比較法的位置づけ」『比較法研究』59号，（1998年）参照。
 - 41) Janković, op.cit., str.85-86.
 - 42) Gavella et.al., op.cit., str.20-21.
 - 43) 旧ユーゴスラビアおよび周辺地域における「宗教性」と「近代性」の関係については、前掲拙稿「セルビアにおける同性カップルの法制化と近代法経験」（2019）13頁以下参照。
 - 44) Arežina, op.cit.
 - 45) 例えば、2014年法制定に向けた円卓会議において、LGBT団体は、カトリック教会および保守的な市民たちが、同性カップルの人権承認に対して反対していることを指摘した上で、政権が政治的な思惑で人権侵害を行おうとしていると批判していた（Novi zakon omogućit će registraciju parova kod matičara, op.cit.）。
 - 46) Arežina, op.cit.
 - 47) <<https://www.youtube.com/watch?v=ohYIND7-g5E>>

※ Website の閲覧は、2020年3月31日。

●Summary

Croatia enacted a law on same-sex life partnership in 2014. It affords same-sex couples almost the same rights as those of married or extramarital heterosexual couples with the exception of the right of adoption. Croatia was part of the former Yugoslavia for about seven decades. Among the ex-constituent members, Slovenia and Croatia recognize same sex partnerships. Serbia, Montenegro, Bosnia-Herzegovina, and (Northern) Macedonia do not. All of the six countries reject same sex marriage.

This paper discusses the lawmaking process in Croatia and what makes the difference between these two groups. It gives particular attention to why Serbia and Croatia, which belonged to one state for such a long time, have taken different paths. Four factors are possible causes: history, religion, international circumstances, and domestic politics.

Pre-modern era Croatia belonged to the central European legal tradition as part of Hungary or Austria, that is—the Hapsburg monarchy. Serbia, on the other hand, was part of the Ottoman Empire. Those different experiences affected their reception of modern law. Croatia always identified with the Hapsburg monarchy—a part of the West. Serbia began efforts to catch up with the West in the beginning of the 19th century, when the Ottoman Empire retreated.

The two nations are also different religiously. Croatians believe in the Catholic Church. Serbians are aligned with the Orthodox Church. Modernism arose out of Protestantism—a variation of Catholicism, the origin of which was the Western Roman Empire. The Orthodox Church, by contrast, traced its roots to the Byzantine Empire. So, it remained reluctant to embrace modernism. For Croatians, modernism is theirs. For Serbians, it is not.

Since the collapse of Socialism, Serbia has been embroiled in conflict. It waged civil wars against Croatia, Bosnia, and Kosovo. Serbia's actions were labeled "ethnic cleansing," and the country faced economic sanctions by the West and bombing by NATO. Serbian people felt they had been excluded from Europe, though the country had continuously sought EU membership. It was and still is difficult for them to become completely westernized.

Croatia, however, had already been accepted by the West, to which it returned. It enjoyed peacetime after the end of the civil war and had enough time and space to think about issues such as protection of LGBT human rights, as did, Hungary and Austria.

These factors explain to some extent the divergent Croatian and Serbian attitudes toward legal recognition of same-sex partnerships.